

9月19日以降における催物の開催制限について

標記の件について、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、これまでに得られた知見を踏まえ、9月19日以降、11月末までの催物開催については、政府として、下記の方針とすることとなりましたので、各会員企業等への周知をお願いいたします。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途ご連絡をさせていただきます。

業種別ガイドラインを作成いただいております団体等におかれましては、この方針に基づき、必要に応じてガイドラインの改訂をお願いいたします。

なお、今回のイベント開催制限の緩和は、業種別ガイドラインにおいて、必要な感染防止策（別添の別紙3参照）が担保され、かつ、イベント主催者及び施設管理者の双方が感染防止の取組を公表していることが前提となっておりますことに、ご注意ください。

よろしくをお願いいたします。

（今後の方針）

必要な感染防止策が担保される場合（下記「事務連絡」の別紙3参照）、以下の方針とする。詳細は下記「事務連絡」をご覧ください。

- ・収容率要件について、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については、100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については、50%以内（※）とする。

- ・人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

参考資料

【事務連絡】9月19日以降における催物の開催制限等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

令和2年7月8日付け事務連絡 7月10日以降における都道府県の対応について(内閣官房 HP)

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>